

佐八酒消組監第14号
令和8年9月1日

佐倉市八街市酒々井町消防組合
管理者 西田 三十五 様

佐倉市八街市酒々井町消防組合
監査委員 浅羽 芳明
監査委員 江澤 真一

令和7年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出
決算審査意見書の提出について

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された令和7年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算及び関係書類を審査した結果について、別紙のとおり意見書を提出します。

令和 7 年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出
決算審査意見書

第 1 審査対象

- 1 令和 7 年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算
- 2 関係書類
 - (1) 一般会計歳入歳出決算書
 - (2) 一般会計歳入歳出決算事項別明細書
 - (3) 実質収支に関する調書
 - (4) 財産に関する調書

第 2 審査の実施日

令和 8 年 8 月 2 5 日（火）

第 3 審査の実施場所

佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部

第 4 審査の方法

- 1 決算その他関係書類の計数的な正確性の検証
- 2 令和 7 年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算書、一般会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び主要施策の成果の説明書に基づいて、消防本部各課担当者より説明を受け、審査を実施しました。
- 3 現金預金については、例月出納検査を実施しているので本審査では省略しました。

第 5 審査の意見

1 総括

審査に付された令和 7 年度一般会計歳入歳出決算書、一般会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書については、全て法令に準拠して適正に作成されているものと認めます。

また、予算の執行並びに諸事業の運営管理についても適正なものと認め、本年度の審査に関し特に指摘する点はありません。

2 要望事項

- (1) 物価上昇や人口減少により、財政状況の好転は見込めない状況です。
予算の正確性、効率性について、さらに研鑽を重ねていただき、限ら

れた財源、人員で最大の効果を引き出す予算執行に取り組んでいただきたい。厳しい財源の中でも、消防組合にとって必要性が高い事業については、時期を逃さず実施できるよう、計画的かつ効果的な予算執行に努めていただきたい。

- (2) 日本各地で地震をはじめとする自然災害が頻発する中、消防の果たすべき役割は日々大きくなっています。車両、資機材の計画的な整備はもとより、勤務環境の整備や、健康管理の方策を充実していただき、職員がその職責を十分に果たせる職場づくりに努めていただくとともに、効率的な人員配置により、住民の期待に応えていただきたい。